

分担金・拠出金の名称	バーゼル条約拠出金	平成28年度 予算額	77, 669千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	国連環境計画(バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局)				
国際機関の概要	・バーゼル条約は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動並びにその処分の規制について、国際的な枠組を作ること及び環境を保護することを目的とする条約。同条約は、1992年5月に発効、我が国は1993年に締約国となった。締約国数は、181か国とEU、パレスチナ。 ・条約事務局は、国連環境計画(UNEP)が務め、ジュネーブに所在。2011年からロッテルダム条約、ストックホルム条約との共同事務局となっている。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		バーゼル条約は、有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動並びにその処分の規制について、国際的な枠組の策定と環境の保護等を推進する条約である。有害廃棄物及びその他の廃棄物の発生の増加及び一層の複雑化並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によってもたらされる人の健康及び環境に対する脅威は重大な地球環境問題であり、本条約は有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動並びにその処分のために共通の規則と基準の実施を推進する主要な国際枠組を提供している。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		我が国は、リサイクル可能な廃棄物を資源として輸出入しており、バーゼル条約に従った貿易の国際的な推進は我が国の利益確保に加え、地球環境問題への積極的な貢献となる。バーゼル条約事務局は、有害廃棄物の環境上適正な管理に関する各種技術ガイドラインの作成や途上国の能力構築のための技術協力等を実施しており、我が国は、残留性有機汚染物質含有廃棄物、水銀廃棄物の技術ガイドライン作成においてリード国として作業を主導、2012年～2015年まで遵守委員会委員を務めるなど、条約実施に積極的に貢献している。また、我が国は、最大拠出国として、締約国会議における事業計画・予算案における審議に参加している。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		バーゼル条約事務局は、締約国会議において締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、最大拠出国として、EU等と連携し、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与し、直近の締約国会議では、名目ゼロ成長予算となった。また、バーゼル条約は、ロッテルダム条約、ストックホルム条約との連携を強化するため、2011年から三条約共同事務局として組織改編を進め、共同活動、共同管理等の具体的改善措置を導入し、効率的な組織・財政マネジメントの実現に努めている。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約事務局の専門職以上に占める邦人職員は1名。本事務局は、2011年から三条約共同事務局として組織改編を進め効率化が図られたが、邦人職員数は維持されており、専門職以上に占める邦人職員の割合は増加している。また、同職員は、近年、P3からP4に昇格し、事務局長の補佐役を務め、締約国会議における議事進行を補佐する等、事務局内におけるプレゼンスを高めている。 2010年 1月時点:2.1% (邦人職員 1名/ 専門職以上の職員 46名) 2015年 6月時点:2.6% (邦人職員 1名/ 専門職以上の職員 38名)			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		①計画段階(Plan):バーゼル条約締約国会議にて2か年事業計画及び予算案を審議、承認。 ②実施段階(Do):我が国義務的拠出金の支払い、バーゼル条約事務局による事業計画の実施。各種会議及び文書を通じたバーゼル条約事務局の活動のモニタリング。 ③評価段階(Check):内部・外部監査報告書や締約国会議等における運営・活動の評価。 ④フォローアップ(Act):各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。			
担当課・室名	国際協力局地球環境課				